

わが国における『生涯スポーツ』概念の実情と 学校体育との関連について（Ⅱ）

——体育科教科課程研究の課題の鮮明化の視点より——

広島大学教育学部 松岡重信
山下理子
沖原謙

先報（1991）では、『生涯スポーツ』概念の形成課程を吟味することと、その概念の実質的イメージについて検討した。そして、それらの作業に基づいて、生涯スポーツ概念と学校体育の機能との関係を問題にした。議論の結果、生涯スポーツや生涯体育の概念が活発に議論されて⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾、学校の機能・役割との関係も議論された割合には⁽⁶⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾、生涯スポーツの実態もイメージも余り明確でなく、従って両者の関係も曖昧モコとしていることが明らかになった。そして、生涯スポーツ運動に連動する形で、中等教育学校で〈習熟度別授業〉や〈選択制履修授業（以下「選択制」と略す）〉を積極的に位置づけようとする動きが⁽⁸⁾⁽⁹⁾、理論的にも実質的にも相当不可解なものと理解された。

さらに、こうした実態もイメージも不明確な状況でありながら、それでいて体育の教科内容や教科課程にかかわる問題意識は一般にさほど高くない。少なくとも、日本体育学会や日本教科教育学会でみる限り、こうした学校内外の体育・スポーツの将来構想にかかわる問題意識をもつテーマは、一部シンポジウム等を除けば最近の5年間ほとんど設定されていない事実も認められる。⁽¹⁰⁾

そこで、生涯スポーツに関連させようとする学校体育の趨勢、即ち代表的には選択制の導入等は今日的に、かつ将来的にはいかなる意味をもち、学校教育にどのような影響をおよぼすかについて、改めて予測的に検討したい。その際、スポーツや運動は、〈国民的教養〉⁽¹¹⁾⁽¹²⁾あるいは〈国民的権利〉⁽¹³⁾とさえ把握されようとしてきた思想や社会的運動そして歴史・伝統に、学校体育が現実にかかわっていけるのかという視点を軸としたい。

I 現代日本スポーツ状況と学校体育の関係

ここにいうスポーツ状況という概念は、スポーツがわが国で実施されているところの状況一般をさすのであって特別な意味はない。但し、学校体育との関連を問題にする立場より、学校を除く社会一般でのスポーツ状況と理解されたい。こうしたスポーツ状況を考える際、問題にすべき側面は幾つか考えられる。そして、現象として観察される傾向や、将来生起しうる可能性の分析を必要としていると考える。

客観的にみて、わが国の国民一般がスポーツに親しむという状況にはなかった昭和30年代前半まででも、スポーツを推奨する動きは随所にみられた⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。とりわけ昭和28年の改訂学習指導要領におけるスポーツの位置づけは、国策的教育実験と

しては失敗とされても、後に大きな影響を与えてきたとされる⁽¹⁶⁾。戦後の体育・スポーツ行政の基本的姿勢は、国民一般には一貫して〈スポーツの普及〉、〈体力養成〉とを強調し、また一方では国際的な競技力向上に焦点づけられてきたといえる。そして、スポーツ施設の建設や組織づくり、研究体制づくりをも強化してきており、一応は国際的にも評価される水準にあるといえる。

学校体育では、スポーツの振興とともに、〈体操〉や〈集団行動〉の位置づけを通して、〈態度〉や〈習慣〉の形成を目的としてきた。終戦直後の保健体育科学習指導要綱時代からカウントして7回の学習指導要領改訂は、経緯として〈格技〉の復活や、さらにその〈武道〉化をはかり、またダンスの位置づけと男性のスポーツ(?)とのセッ

トで、〈男らしさ、女らしさ〉を強調してきた経緯も認められる。また、最近の性差の認め方や性別役割の社会的様態が急速に変化する兆しをみせると、男女平等の理念を掲げる方向性を強調して、男女自由選択履修の可能性をも示してきた。

しかし、こうした表面上の変化はみられても、体育の教科内容そのものは、ほとんど変化していないと表現しても過言ではない。その教科内容が如何に取り扱われるかで、体育授業が随分性格の異なったものになる可能性は否定しないが、現実にはせいぜい内容領域の束ね方（領域構成）を変化させたり、扱い学年を変化（小学校の水泳に典型例が認められる）させてきただけである。つまり、昭和30～40年代までは、各学校の劣悪状況に消極的に対応してきた程度なのである。換言すれば、学校の物理的に不十分な条件への適応という姿勢であって、不十分な条件の除去でも克服という姿勢ではなかったといえる。また、〈体操〉の領域は、常に性格を曖昧にしながら、〈体力づくり〉そのものであったり、いわゆる〈徒手体操〉であったり、〈集団行動〉や〈トレーニング実践〉そのものであったり、またそれらの組合せであったりする。この性格は今日でもさほど変化していない。格技を武道と改称することで、国民一般の不安感を増幅させているが、現時点で教科の内容という側面からみれば、武道も格技も現象的には何も変化していないと考えた方が素直であろう。ただ、この問題は将来的に伝統的技芸の教授とともに武道精神の強制にもつながるとする大きな不安要因を抱えていることだけは間違いない。そして、これらの問題は1991年の日本体育学会体育科教育学専門分科会シンポジウムで出原が問題にしたように、「何故野球やボクシングが学校の教科内容として位置づかなかったのが説明できない限り、今の教科内容としてのスポーツ種目や運動内容も正当化する論理はない⁽¹⁷⁾」といえなくもない。グラウンドが狭かった時代からの習慣か（部活ではやっていたのに……）、今日でも説明のつけられない歴史ぐらいでしかない。

さらにいえば、長い世界の教育史からみて、古くは教育そのものに〈私事性〉が非常に強かった事実がある⁽¹⁸⁾。そして、スポーツや遊び文化も基本的には、極めて私事性や地域特異性の強いもの

であると考えられる。「私がどんなスポーツを好きになろうと、何をしたいと思おうと勝手でしょう」という側面をいつもはらんでいる。ところが、こうした選択の余地もない頃、わが国の近代教育制度では、これらの身体活動の都合のいい部分を組み合わせ、精神主義を強調し、強くて徒順な兵士をつくることに活用した事実がある⁽¹⁹⁾。これはこれで、先進列国への政治的・軍事的対応とみれば、明治維新以降の経済的歴史的必然であったのかもしれない。

他方、今日を概観してみれば、やっと国民一般がスポーツや運動と対峙できる主観条件と客観条件を入手しつつあるように思われる。否、客観条件の一つとしての民間主義の〈スポーツの商品化〉は、この20年間爆発的でしたらあったといえる。スポーツ施設やインストラクター・指導プログラム等のハード、ソフト両面にかかわるものに加えて、付加価値も問題にされる時代になっている。また、国民一般が運動やスポーツをすることの経済効果も検討されはじめている⁽²⁰⁾。人・物・金・情報・時間などの客観条件に関していえば、日本人一般がそれらの用途活用を学習しつつあるというか、或は民間経営や行政の取り組みがスマートになったというか、おそらくはその両者の相乗効果として作用してきたと理解すべきであろう。極めて活発化してきている。いわゆるスポーツ産業は、ファッションブルでステイタスを誇示するまでに成長している。学校の外では、限界もあることではあるが、人々は任意に団体を形成したり、情報を交換する体制を組織化しつつある。行政も「生涯学習」や「生涯スポーツ」に関わる専門部署・機関を設定しつつある。

ところが、学校の内では、教育課程・計画に属するものは、ほとんど所与の制度や集団として機能してきたし、これからもしていくと考えられる。体育授業における教師達の指導的介入は相対的に強力であったり、一方向的であったりもする。しかも対象は、一定の時間経過ごとに循環していくという制度を前提にしているから、制度そのものへの評価機能が短期的にしか作用しない側面も認められる。学校の内からは、長期的展望やその効果を測定したり、自己問題として対象化させにくい性格をもたざるを得なくなっているのである。

人々はいわゆる学校を卒業すると、まさに学校の外で、特に若い年齢層ほど相対的にたくましく、かつ主体的に様々なスポーツ活動に挑戦する。こうしたスポーツ挑戦の基礎を学校が形成したというか否かは別にして、個々人にとって気に入らねば、そのスポーツや組織を拒否する自由も前提としてある。社会一般におけるインストラクターと呼ばれる人々も資格を取得し、かつ実践的にも鍛えられてくる。結果として、学校の外のスポーツ状況は好転し、概ね盛況であるといえよう。否、好転すべき要素は好転しきったという見解もある⁽²⁾。何故なら、民間ベースで展開される〈スポーツの商品化〉は、基本的には〈儲け〉になることへの投資であって、それはそれでやむを得ない性格をもっている。世にいうマイナーなスポーツの育成を民間に期待してはいけないという方が正しいだろう（コマーシャル媒体としては別の論理があるかも知れないが）。そして、余暇活動の重要性や仕事人間からの脱却が叫ばれても、それは生産活動・経済活動の安定性の上でしか問題にならないのも、これまた認めざるを得ない現実である。

こうした実状を見るとき、今少し〈商品化〉にかかわる民間の動きはあるとしても、学校の内と外の関係は、学校の外がはるかに効率的に先行し、自主独立的にシステムを構築し再編しつつあるといえる。そして、そのスポーツ状況は、学校の内のスポーツ実施の状況が直接何等かの影響を及ぼした結果などと考えない方が素直であろう。現時点で国民一般が好み、実施しているスポーツ種目をみれば理解されることでもある。学校の内と外のスポーツ実施状況は、現状では相対的には無関係と捉える方が正しいと考える。ただ一点の例外、つまり部活という例外を除いてである。部活の評価は、われわれが考え、そして想定している以上に大きいかも知れない。

II 日本のスポーツの近未来の検討

生涯スポーツ論は、この言葉で創世期以降ムード的には重要なはたらきをしてきている。それは、典型的には、昭和40年代からの高齢者層のゲートボールをはじめ、内外の新しいスポーツの紹介や普及活動の基盤を形成してきたことから評価されねばならないと考える。ただ、ゲートボールを

国体の種目にして、ただのスポーツにしてしまう運動もあれば、ニュー・スポーツと呼ばれるものごとく競争性を極力コントロールする社会的運動も観察される。ここに生涯スポーツというイメージで語られやすいスポーツの中からも分極化の可能性が示唆される。

そして、臨教審が方針を確定し、国民の前に明らかにする（最終答申：1988）以前から一部のスポーツには、民間資本も投入されてきた。否、民間でしかなし得なかったような、例えばゴルフ場開発・スキー場やマリン・スポーツ等である。昨今ではリゾート・スポーツとでも呼べそうな環境が、多くは民間資本の投下で整備されつつある。同時にそれらは、〈自然破壊や公害問題〉としても注目され、認識される側面をもってきた。リゾート施設等については、法的にもそれを支援するシステムが構成されながら、既に見直しも始まって、一つの社会問題化している。

〈スポーツ公害〉は、まだ成熟した概念ではないが、例えば駅伝やトライ・アスロンのようなスポーツにも、野球のようなポピュラーなスポーツにも可能性は認められる。前者では、道路使用と交通の問題として、後者では照明・騒音・害虫被害等が絡まって浮上する可能性が高い。学校側のプール廃水も問題になる可能性がある。

また、単に民間の資本投下というより、『地域興し』や『過疎地対策』的な意味合いももって、地域行政や地域団体が積極的にスポーツ施設やスポーツ機会を提供しようとしている。先述のリゾート・スポーツといい、こうした地域興しのスポーツといっても、急激にどこもがこのような同一戦略で動けば、やがてそれ自体が破綻することは想像に難くない。スポーツにかかわるこうした経済効率主義ともいえるような状況がもたらせる影響は以外と深刻なものになるかも知れない。

また、スポーツの大衆化・高度化の問題はかなり前から指摘されてきたことではあるが、まさに問題はここにある。〈経済行為〉としてのスポーツや、大衆化と高度化の分裂が、そのまま生涯スポーツと競技スポーツのイメージに連動しようとしているということである。つまり楽しみ事や仲間との交流・健康増進のためのスポーツは〈生涯スポーツ〉で、競技のために時間を惜しんで努力

するのは高度化につながる〈競技スポーツ〉という安易な分割である。こうした時、学校における部活動はどちらに属し、体育授業はどちらに属するか、或は同じ部活動でも小学校や中学校ではどうで、高等学校ではどうなるか。学卒後民間のスポーツ・クラブに入って頑張るのはどちらで、大学でもスポーツ有名大学でやるのは、おそらく競技スポーツでも、それ以外の大学で競技するのはどう理解されるのか。本来限りなく連続性を含む問題が、システムとして分割される可能性が大きく浮上しつつある。これらは、個人内の自己評価の問題であり、ライフ・スタイルにおけるスポーツの位置づけの問題である。自由選択とその大きな可能性は、誰に対しても開かれていなければならない。ところが、〈個性化〉や〈個別化〉が議論されても、わが国のスポーツ実施のシステムは、それらを受け入れるように構成されてこなかった長い歴史的事実と、今後益々その性格が濃厚になる可能性が指摘されねばならない。

他人に迷惑をかけない範囲でいえば、一般論としてのスポーツは趣味・嗜好の範中にあると考えてしまい、極めて私事の典型であるという論理は一応認められよう。どのような組織やシステムでどのように活動しようと、如何に金品を費やそうと、それは個人の自由という風潮は既に形成されている。そこに既に分裂がある。公教育の中でのスポーツ教育と全く私事としてのスポーツが、学校というシステムの中に矛盾なく同居出来るという方が不思議といえよう。そして、学校の外のスポーツ（私事のスポーツ）は、今後益々盛況になっていくかも知れないし、砂上の桜閣になるかも知れない。ただ現時点だけでみれば、〈スポーツ栄えて体育滅びる〉という図式が現実化しつつあると私達は考えている。

Ⅲ改めて生涯スポーツと学校体育の関係を問う

学校の内の体育活動は、大きく体育授業と必修クラブ活動（以下「クラブ活動」と略す）、そして特別活動としての体育行事等とスポーツ部活動（以下部活動と略す）に分けられる。つまり、クラブ活動と部活動は、制度的には一応俊別されている。そして、学習指導要領の〈総則第3〉に述

べられるような体制は必ずしも機能していない。また、クラブ活動と部活動の関係も曖昧ならば、部活動を支える法的根拠も希薄なままである⁽²²⁾⁽²³⁾。教師達は、部活動指導に伴いやすいスポーツ傷害や障害、さらにスポーツ訴訟に対応する方法を基本的にはもたされていない。責任は極めて重大でありながら、またリスクも極めて高いなかで、教師達はここにこそ〈本当の教育〉を感じているのかも知れない。だからこそ、〈持ち出し〉のボランティア活動が続けられるのかも知れない。しかし、現実的には部活に積極的な教師は減少しつつあるといえる。

また、体育活動は学校における範囲でいえば、〈技能教科〉〈目覚まし教科〉という表現もみられるが、必ずしも生徒達にも教師達にもすべて軽んじられている訳ではない。一部に軽視の傾向、特に授業に対する軽視傾向は、教授—学習活動の質にも規定される。しかし、それ以外の要因を幾つも想定することも可能である。そして、とりわけ矛盾を含みやすい部活動も、学齢期の子どもの主たるスポーツ活動としての地位を、一部の例外を除けば、まだ現時点では確保しているといえる。

しかし、こうした学校の状況を、国内の多様なスポーツ状況と照合する時、奇妙な傾向に気付く。学校の部活動を中心とした選手育成システムが、極一部の学校といえども強烈にその地位を主張していたり、また偏在している現実がある。スポーツ伝統校とか参入校とか有名某監督がいたり、時には莫大な金銭が動いたり、また選手達も競ってこれらに連動する傾向を、われわれは通常の行為として認めてしまっている。マス・コミも、この現象を煽りたてることはあっても、組織として同じような役割を演じている場合が多いから、時折の批判論調が説得性に欠けざるを得なくなる。

また選択制を取り上げてみると、これがあたかも生涯スポーツ（の準備）のための決め手であるがごとき期待と見解も見られる一方、多くの学校現場には深刻な受けとめ方も、無関心も認められる。選択制それ自体は10年以上前からの構想であり、既にかかなりの高校が試みている。平成6年新指導要領完全実施にむけて試行錯誤されてもいるが、一方で懐疑的でもあり、かつ無関心でもある。

簡単な調査をふまえてその点を整理すると、以下数点が指摘できる。

- (1) 教師達は伝統的に学級単位の授業に慣れているため、授業運営や真に効果が期待出来るかどうかの素朴なとまどいがある。
- (2) 選択制授業は意外と連絡・調整等の付随業務と授業時間外の〈裏指導〉の負担が増加する。
- (3) 育成すべき能力観と選択制が必ずしも結合せず、単に何らかの選択制を導入しても、生徒達への評価が伴わない事実がある。
- (4) 実施校ではとりあえず、3年生にのみ取り入れているケースが多く、そこでは基本的能力は1, 2年でやるという構成であることが多い。
- (5) 選択制を実施しているか否かだけに関わっている要因の最大のもの、教師やその集団が選択制をどう認定しているかであった⁽²⁴⁾。

と色々あるが、教師側の考え方受けとめ方とともにどのような具体的教育作用や能力観を想定するか、あるいは物理的環境・施設器具用具・時間割構成との絡みも想定された。〈学校選択〉や〈生徒選択〉・〈領域内選択〉や〈領域間選択〉と〈広領域化〉問題・〈男女共習選択〉や〈学年縦割選択〉でも議論の余地を残しているし、選択制授業を成立させる前提条件も明確化されていない。そのことを現時点で試みの選択制授業実施率30%前後という数字が物語っている⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。選択制そのものに対する条件整備（目的と方法をセットにした教師集団の検討、教員数や施設用具等）を抜きにして、これを強制した実施にはかなり困難を伴うことが予測される。単に教師集団のやる気だけの問題ではなさそうで、強制に対しては体裁だけを整えるだけの選択制にならざるをえなくなる可能性が高い。

選択制それ自体は、一つの授業の形態であり、方法であるが、志向する方向性は従来とかなり異なる。積極的に取り組むべきとする見解や、一定の成果をあげ高く評価できると考えられる報告もみられる⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾。しかし、全体として誰もが「満足出来る、面白い、楽しい」といえる段階にあるとは評価できないし、現実には「そんなことどころではない」という調査回答⁽²⁹⁾があったことも事実である。選択制導入10年以上の試行錯誤を行ってきた学校においても、その効果がどうであっ

たかは確定し得ていない。長期的展望の評価は、育成すべき能力が個人固有の志向性に属すること、因果関係が特定できる性格をもたないこともあって、方法論が開発されていない。

しかも、選択制授業導入の問題は、選択制にとどまらない問題を提起することになる。具体的には、これまで繰り返して指摘してきた〈スポーツの私事性〉にかかわる問題である。中等教育学校とりわけ前期中等学校（中学校）までは、わが国では義務教育であり、かつ後期中等学校さえも進学率が90%を越えて準義務制という扱えもある。ここでの義務という制度的用語にはまだ議論の余地があるが、常識論として〈日本国民が学ばねばならない必要事項が義務と定めてある〉ことを意味している。逆にいえば、国家も子ども達を教育する義務をもち、親権の代行とも解釈されている。従って、子ども達が学ばねばならない事項として、教科や教科内容が法体系に組み込まれていると考えべきである。それらの事項はいくつもの現実的問題はいつもはらんでいるにしても、〈どうしても学んで貰わねば困る〉という事項の体系でもあるといえよう。ところが、選択制は基本的には、〈選択教科〉と同質の、〈学びたい者だけが選択して学びなさい、選んでよろしい〉という基本姿勢を示している。つまり、選択制を認めるということは、多少無理をいいながらも、これまで〈すべての子ども達が学ばねばならない体育の内容〉という認め方を大きく後退させて、〈私事性〉の一部を公的に認めるということをも意味している。さらに突き詰めれば、こうした〈私事性〉を尊重した体育の体制は既にクラブ活動や部活動として公的(?)に準備されているにもかかわらずである。学校教育・体育一般にかかわる諸々の制約を整理しないで、現行体制のまま体育の選択制が強行に導入されることは、どうしても中途半端な体制にしかならないという論理であり、近い将来の見通しである。

現実には、こうした選択制の体制は先進諸国にかなりみられる。そして、それらの諸国のスポーツ選択の体制は、必ずしも当初からではないが選択の自由度は相当大きく保証された国や地域での論理でもある。ここで、若干極端な議論をすれば、〈建前〉として学校がもってきた役割・機能、そ

れを〈公共性の論理〉とでもすれば、選択制授業の問題は、〈私事性の論理〉を一部とはいえ持ち込んだことになる。そして、その論理がもう少し一人歩きをすれば、義務教育学校ではともかく、〈大学設置基準の大綱化〉問題と同質の問題を、例えば高等学校の体育科に提起することになる可能性もある。その時、例えば図1のような学校体育の将来像が想定される。何故なら、誰もが学習しなければならない教科内容の体系としての教科(体育科)の存在理由を原則的に後退させたからである。まして、選択制が失敗という結末を迎える可能性と、もう少し民間投資が地域行政のスポーツにかかわるサービス投資が活発化し、地域行政の活動も活発化するならば、つまり学校の外で大概のスポーツや運動・遊びが可能になるならば、益々上記の教科の存在理由が弱まる可能性は高まるといえるだろう。

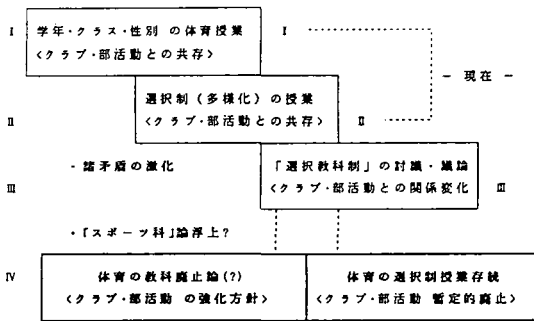


図1 学校体育の未来予測

追加的にいえば、文部・厚生・労働の各省が設置しているスポーツ・健康指導にかかわるライセンスの今後の評価とも連動して、体育教員というライセンスが、どこまで有効性や特異性を主張しえるかの問題でもある。既得権を主張するためには、分担業務を明確に位置づける以外にはなくなる可能性が高いと考える。既に指摘したように学校は、約20年前から徐々に以下のような〈機能漏れ〉をおこしてきている⁽²⁹⁾。進学にかかわるような〈学力〉は〈進学塾〉へ、スポーツ的能力もスイミングや民間クラブやスポーツ少年団へ移行する傾向が伺える。スポーツ少年団は、やや複雑であるが基本的には直接学校所属ではないシステムである。日本の学校は、生活知識・教養・食事から

衛生・性問題・進学指導・スポーツ指導・生徒指導……と何もかも引き受けて、結果として何も出来ない組織に変貌し、生徒指導や校則という名の〈警察権行使〉〈監獄〉に変貌しつつある⁽³⁰⁾⁽³¹⁾という指摘を簡単には否定しきすることは出来ない。そして、そのうち生徒指導には、奇妙に体育教員が役割を期待されていたり、その役割を演じたりする。

IV 結論としての問題提起

これまでの論述をここで総括的にまとめると以下のように要約されよう。

- (1) 体育にかかわる教科課程や教科内容の問題を、スポーツや遊び・運動の〈私事性〉に力点を置いた場合、基本的に不透明と表現される今日の時代であるが、国際関係や政治・経済に大きい変動がないと仮定しても、今後学校の体育の〈教科廃止論〉まで想定した議論が必要となるであろう。この仮定が崩壊すれば、体育の教科問題の変動は別の意味でさらに加速され、増幅される可能性もある。
- (2) 今日まで云々されてきた体育の〈選択制〉は、その方法やそのものの意図より、物理的条件とこれまでの教師達の慣習等に影響されて、誰もが「成功した」・「満足である」というような段階に至る可能性は薄いと予測される。逆に体育の〈選択制〉云々の議論が、体育という教科の不要論を誘発する可能性がある。
- (3) 一般論としてみれば、体育の種目選択は、世界的な趨勢からみても、また特に〈私事性〉を強調しなくとも必然的経緯と考えた方が自然である。しかし、当面混乱するであろうし、選択制が奇妙に一般化する前に、換言すれば教科課程の考え方やその整合性・さらには授業論の問題としても論理を整える必要がある。これは、まさに教科の存立基盤の問題でもある。
- (4) 最小限検討されねばならない事項として、法的根拠の極めて曖昧な、しかし教育作用の有効性が強く承認されているともいえる(本音?)部活を選択するか、または学習者みんなのために存在している(建前?)体育授業に正当性と力点を置いて選択するかの問題に、そう遠くない将来直面すると考えられる。こうした矛盾を

克服する一つの可能性のある案として、第Ⅰ報で提案した『地域連合型学校開放事業』のような、私事のスポーツ活動と教育としての公的スポーツ活動の共存を考えるべきである。

こうした体育の教科課程にかかわる問題を上述のごとく把握した上で、これから何年間かの体育・スポーツの動向を予測しながら、次のステップへの移行措置について提案すれば、つまり一番安定したシステムの考え方として、学校は授業を充実させながら、子ども達すべての発達にかかわっていくという、従来から体育科教育の研究者達の多くが強調している基本方針を再確認すべきである。法システムの基本的な性格と学校の使命とも一致するといえよう。そして、移行期の対処の考え方として、部活を学校から随時切り離す便法として、先報にも提案してきた〈地域連合型学校開放事業〉を改めて提案するものである⁽³²⁾⁽³³⁾。

スポーツが、ただのありふれた〈もの〉として、まさに国民一般の手の内に届こうとしている時、皮肉にも学校体育はその真価と存在理由を問われることになってきたと捉えている。

引用・参考文献および注

- (1) 『学校体育』誌の特集：最近では1990年1月号で松田岩男・佐伯聰夫らが論じ、1990年11月号で生涯スポーツと学校体育の関係が議論されている。1991年1月号では伊藤 公・松田義幸らが多面的に問題にしている。日本体育社
- (2) 早川恭太郎, (1970): 社会体育の振興について—生涯体育への提言—, 健康と体力, 第2巻7号, 2-5
- (3) 鎌田 章, 他, (1978): 改訂生涯体育の科学, 遊戯社
- (4) 前川峰雄, (1970): 生涯体育試論, 体育の科学, 第20巻9号, 530-533
- (5) 松岡重信, 沖原 謙, (1991): わが国における『生涯スポーツ』概念の実情と学校体育との関連性についての研究, 日本教科教育学会誌, 第15巻第1号, 7-16
- (6) 松岡重信, (1990): 生涯スポーツ論と学校体育の関連について, 中国四国教育学会教育学研究紀要, 第36巻2部, 381-386
- (7) 東京都高等学校保健体育研究会・体育部会, (1991)「体育授業での種目選択制について」の研究—アンケートによる実態調査を通して—, 一橋情報, 1-12, 一橋出版
- (8) 文部省: 高等学校学習指導要領, (1990): 保健体育, 90-91
- (9) 杉山重利, (1989): 体育が何で, どう, なぜ変わったか, 体育科教育, 第37巻6号, 22-27
- (10) 日本体育学会シンポジウム: 1990年, 1991年の体育科教育学専門分科会は, 授業論とともに教科課程論をこみにしたシンポジウムを連続して開催している。
- (11) 中村敏雄, 他, (1978): スポーツ教育, 150-154, 大修館書店
- (12) 現代スポーツ論序説(影山 健, 他: 1978), スポーツ政策(中村敏雄, 他: 1978)等において「国民スポーツ文化」概念を提起している事等を意味する。
- (13) 「欧州スポーツ・フォー・オール憲章」をはじめ「Sports for all」運動が世界的規模で展開されようとしていることを意味する。
- (14) 保健体育審議会, (1987): 体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について(答申), 文部省体育局監修: 体育・スポーツ指導実務必携, 昭和53年度版所収, ぎょうせい, 1117-1134
- (15) 文部省体育局監修, (1977): 体育・スポーツ指導実務必携, スポーツ振興法(昭和36年), ぎょうせい
- (16) 丹下保夫, (1975): 体育科教育論争(上・中・下), 城丸章夫, 他, 編: 『戦後民主主義体育の展開—理論編—』所収, 11-44, 新評論
- (17) 出原泰明, (1991): 「みんながうまくなること」を教える体育の授業, (日本体育学会体育科教育学専門分科会 シンポジウム) 中の発言
- (18) 新谷敏夫, (1981): 「教育の公共性」, 伊藤和衛, 『新教育課程基本用語辞典』所収, 明治図書, 27-29
- (19) 水野忠文, 他, (1986): 体育史概説, 237-303, 杏林書院

- (20) 池田 勝, (1987): 体育活動の経済的価値, 宮下充正・高石昌弘編: 『二十一世紀の体育・スポーツ』所収, 41-49, 杏林書院
- (21) 宇土ら (1985) をはじめ, スポーツにかかわる社会状況の変化と21世紀を見通した予測問題 (社会的ニーズ, 児童数減少問題etc.) に示唆される。「学校体育の未来に夢をしかし?」体育科教育, 第33巻3号, 巻頭言
- (22) 小谷寛二, (1992): スポーツ部活の法律問題, 体育科教育, 第40巻第10号, 28-31
- (23) 厨 義弘, (1992): スポーツ部活の改革 (巻頭言) 体育科教育, 第40巻第10号, P. 9
- (24) 松岡重信, 佐藤 裕, 他 (1992): 体育科における『選択制授業』と『生涯スポーツ』構想の関係についての検討 (Ⅱ) - 選択制授業実施にかかわる条件の多変量的解析 -, 広島大学教育学部 学部附属共同研究体制紀要, 第21号, 125-133
- (25) 山下理子, 松岡重信, (1992): 選択制授業の現状と問題点, ここでは広島県, 大阪府, 鹿児島県を対象にした調査を行っており, 選択制授業の実施率24%程度という結果を得ている。日本体育学会第43回大会号B, P. 880
- (26) (7)の上掲書
- (27) 横浜市立高等学校保健体育研究会, (1992): 選択制の体育授業を創る。76-98, 大修館書店
- (28) 品田龍吉, (1990): 選択制授業とこれからの体育経営, 体育科教育, 第38巻5号, 14-17
- (29) 松岡重信, 沖原 謙, (1990): 教科教育学の再点検 - 研究史と教科区分および教科性格の研究の視点より -, 広島大学教育学部研究紀要 第2部, 第39号, 123-130
- (30) 岡崎 勝, 他 (1989): 学校教育の支配戦略 - 89学習指導要領の傾向と対策 -, 234-248, 青弓社
- (31) 坂本秀夫, (1990): 校則の話, 166-176, 三一書房
- (32) (6)の上掲書
- (33) 松岡重信, (1991): 「かかわりあう」学習集団をどうつくるか - 体育・スポーツの集団環境よりみて -, 学校教育, No.879, 12-17

A Study on the Relationship between Social Movement of Life Time Sports
and School Physical Education in Japan (II) ; From the View Point of the
Curriculum Development Study

by

Shigenobu MATSUOKA, Ayako YAMASHITA, Ken OKIHARA
(Faculty of Education, Hiroshima University)

The purposes of this study were to make clear the problems of the curriculum study, and to search the possibility of an optional physical education system through discussing the idea of life time sports in Japan.

As the result of the examination what are judged from the social sports situations and the characters of Japanese school system, it is considered that this system does not contain the conditions of a generalization or a diffusion, though this optional physical education system is an important and an urgent problems.

The main results are follows;

- 1) From viewpoint of curriculum research and development in physical education, the discussion of the feature that contain the abolition of physical education in school, are need in the private affairs of sports and game.
- 2) The optional physical education system in secondary education will be done by halves near feature, because of a lack of considerations about the real school conditions. And the result of failure in optional system may cause the discussion of unnecessary of physical education in high school.
- 3) From view of the fact, discussed in 2), it is predicted that a school physical education is confused, at least the base or value of the physical education in school is fundamentally discussed, and we must protect ourselves by new theories that will be re-integrated in near feature.
- 4) The tentative plan, it is accepted to the society, is to open the school sports facilities and instructors for the outside of school, and to full up the present school physical education class for the inside of school. It can be started to coexist the public sports activities and private one's by functioning the tentative plan.